

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第1項に基づく所持許可を受けた者に対する指示に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年1月10日作成</p>	<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p>
<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>
<p>根拠条項：第10条の9第1項</p>	<p>根拠条項：第10条の9第1項</p>
<p>処分の概要：所持許可を受けた者に対する指示</p>	<p>処分の概要：所持許可を受けた者に対する指示</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、<u>同</u>第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、<u>同</u>第10条の9第1項</p> <p>火薬類取締法第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）</p> <p>火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）</p>	<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条の9第1項</p> <p>火薬類取締法第50条の2第1項（<u>猟銃</u>用火薬類等の特則）</p> <p>火薬類取締法施行令第12条（<u>猟銃</u>用火薬等）</p>
<p>処分基準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第1項に定める法律等に違反し、かつ、<u>銃砲</u>又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる <p>等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。</p>	<p>処分基準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第1項に定める法律等に違反し、かつ、<u>銃砲等</u>又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる <p>等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。</p>
<p>問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</p>	<p>問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</p>
<p>備考：</p>	<p>備考：</p>